

令和7年度 米原市中小規模農業者農業用機械導入支援事業 募集のお知らせ

米原市では、市内中小規模農業者への農業用機械等(以下「機械等」という。)の導入支援として、予算の範囲内で補助金を交付します。令和7年度中に機械等を導入予定で、下記に該当する補助金の活用を御希望の農業者は、受付期間中に申請してください。

補助対象者

- (1) 1ヘクタール以上の農地経営面積を有する集落営農組織または個人農業者
- (2) 1ヘクタール以上 25ヘクタール未満の農地経営面積を有する集落営農組織以外の農業法人

補助対象経費

- (1) 専ら土地利用型作物(米、麦、大豆、そば)の用に供する機械等の導入およびその設置等の経費であること。
- (2) 導入する機械等の価格が50万円以上(複数導入の場合、機械等ごとに50万円以上)であること。
- (3) 残存耐用年数が7年以下(中古農業用機械の場合には2年以上)の機械等であること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた年度内に、当該事業が完了するものであること。

補助金の額

補助対象経費の10分の3以内(千円未満切捨て)、上限 100万円

※補助金上限額は、令和4年度から令和7年度までの4年度間における通算の額です。

申請期限

令和7年4月30日(水)まで

※受付は土日祝を除く、平日の8時30分から17時15分までとします。

留意事項

- (1) 予算の範囲内で交付決定を行いますので、全体の申請額が予算の範囲を超える場合は、別紙に掲げる審査方法等により採択者を決定します。
- (2) 事業の着手は、交付決定日以降に行ってください。交付決定前に導入(契約・購入)された機械等は対象になりませんので御注意ください。

申請方法／お問合せ先

補助金等交付申請書および事業計画書(様式第1号)、その他添付書類を、下記担当課へ直接持参または郵送により御提出ください。

米原市役所(本庁舎) まち整備部 農政課
TEL:0749-53-5141 / FAX:0749-53-5139
E-mail:nosei@maibara.city.lg.jp



詳細はこちらから
(米原市公式ウェブサイト)